

## 第134回 滋賀県森林審議会

日 時：令和3年12月21日（火）

13：30～15：33

場 所：滋賀県大津合同庁舎7階 7-D会議室

### 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 会長、部会長の選出

4 議事

(1) 森林・林業の取組状況について

(2) 地域森林計画の変更（案）および水源森林地域の変更（案）に対する意見について

(3) 琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について

5 閉会

[13時30分 開会]

1 開会

○司会： 本日の審議会は、委員数15名、出席委員13名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○森林政策課主席参事：(委員就任のお礼、審議会出席者へのお礼)

本日の審議会は、「森林・林業の取組状況について」、「地域森林計画の変更(案)および水源森林地域の変更(案)に対する意見について」、「琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について」の説明を行う。

委員の皆様には忌憚のない御意見をいただき、今後の施策の展開を考えたい。

○司会：(委員の紹介、県担当職員の紹介)

3 会長、部会長の選出

○司会：

会長は森林法第71条の規定に基づき、委員の互選によって選出する。会長は会議を招集して議長を務める。会長の選出について、御提案いただきたい。

○委員：学識経験豊かで森林生態学や林業の作業システムに精通している、長谷川委員にお願いしてはどうか。(異議なしとの声)

○司会：異議はないようなので、会長の選出に賛同の方は拍手をもって承認いただきたい。(拍手)

長谷川委員に本審議会の会長をお願いしたいが、承諾いただけるか。

○委員：承知した。

○会長：(就任の挨拶)

滋賀県の本審議会関係に、アクションプランで携わっている。琵琶湖を中心とした森林保全や森林資源の活用で非常に高いポテンシャル、日本の、世界でも非常にいいモデルができる地域と感じる。

審議会で、皆様に議論いただき、その調整役をしたいと考えている。

会長代理を選出させていただきたい。小杉委員に会長代理をお願いしたいが、承諾い

ただけるか。

○委員：承知した。

○司会：滋賀県森林審議会は運営要領第6条に基づき、林政部会並びに森林保全部会が設置されている。部会長、部会員は、運営要領第6条の3に基づき委員の中から会長が指名する。

○会長：事務局案を提示してもらえるか。

○司会：(案を配布)

○会長：林政部会と森林保全部会の事務局案について、意見がなければ、案のとおりとしたい、委員の方、よろしいか。(異議はなし)

林政部会の部会長には石谷委員、森林保全部会の部会長には小杉委員にお願いしたいと思うが、御承諾いただけるか。

○両委員：承知した。

○会長：ほかの委員の方もよろしいか。(異議はなし)

○司会：<配布資料の確認を行う>

それでは、議事に移らせていただく。議長は、運営要領第3条に従い、会長にお願いする。

#### 4 議事

○議長：当森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は会議の傍聴と議事録の公表により行う。

議事は3点。

- ・「森林・林業の取組状況について」
- ・「地域森林計画の変更(案)および水源森林地域の変更(案)に対する意見について」
- ・「琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について」

##### (1) 森林・林業の取組状況について

○事務局：<資料に基づき事務局より説明を行う>

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

(質問、意見はなし)

(2) 地域森林計画の樹立および変更(案) および水源森林地域の変更(案) に対する意見について

○議長:「地域森林計画の変更(案) および水源森林地域の変更(案) に対する意見について」の審議に入りたい。

審議に当たり、知事からの諮問等がある。

○事務局: <諮問文を読み上げる> <諮問書の写しを委員に配布>

○議長: 事務局から説明をお願いしたい。

○事務局: <資料に基づき事務局より説明を行う>

○議長: 事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

私から質問させていただく。天然更新について、かなり厳密に運用せよということだが、天然更新は数量が減って、適切に運用できるのか。湖南で540ha、湖北で450haの計画量になっており、しっかり更新が見込めるような天然更新なのか状況をお教えいただきたい。

○事務局: 安易な天然更新が多いと思っている。他府県と比べても滋賀県全体で皆伐が比較的少ないような状況であり、その計画量を越してしまうということは今のところ考えられない。

全国的に見ると、木材の需要が高まっている中で大規模に皆伐した後、植林をせずに天然更新となっている状況であり、皆伐が本格的になっていない状況の今、方針を決めてそれを周知していくという形を取るべきと考えている。そこも含めて、森林審議会、林政部会で、審議いただきたい。

○議長: ほかに意見はないか求める。

○委員: 資料2-3-2、湖北の計画の15ページに、「苗木の選定に当たっては少花粉スギ等の」と書いてあり、湖北と湖南が同じですが、「少花粉スギ、ヒノキ等」の間違いなのか、湖北はスギだけと書いてあるのか。

○事務局: 湖南がスギ・ヒノキ、湖北はスギだけになる。

○委員: 湖北はスギだけと書かれているということか。

○事務局: 現在、耐雪性のスギはあるが、耐雪性のヒノキはない。少花粉のヒノキは南部の暖かいところで生産している。湖北の苗圃では耐雪性のスギを、南部では少花粉スギを生産している。

今の計画区域で、南部はスギとヒノキの両方があり、湖北には品種的に耐雪性のヒノ

キがないため、スギのみを生産している状況。

○委員：下の箇所、「人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが」と書かれてある。上と整合しているか。

○事務局：少花粉の苗木は、湖北ではスギだけしかない。少花粉でない苗木についてはスギとヒノキがある。人工造林の対象樹種にはスギも含めている。できるだけ少花粉のものを植えたいが、少花粉のヒノキはないため、この書き方になる。

○委員：そういうことですか。2-3-1の湖南のほうには、少花粉スギ・ヒノキ等と書いてある。

○事務局：湖南の地域、雪があまり多く降らない地域に対応している少花粉ヒノキはある。

○委員：そのように考えて書かれているなら、問題はないと思う。

○議長：今の箇所で、少花粉対策に資する苗木の増加という箇所が、湖北と湖南で挿入されている位置が違います。

○事務局：直します。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：今回の改正は、上位計画の変更に意見を受けての修正があまりできていないと思う。

資料2-2、8ページの太陽光パネルについての記述は、設置するに当たっての適正な運用をするという追加記載がされていると理解している。林地開発の委員会に参加しているときにも感じているが、事業を終了するときに森林に戻す契約で、森林に戻す措置がされているかの確認は、ガイドライン等を県で設置しているかどうかを聞きたい。

○事務局：太陽光パネルの設置は、太陽光発電という視点から、経済産業省のFIT（フィット）という制度に基づいて設置されることが多く、その中で、事業を進める場合に森林の保全、設置場所の保全も踏まえて、事業計画ガイドラインというものを設けている。これは県で設けているものではないが、国が事業者に対してガイドラインを設けて、そのとおりに安全に設置指導するものです。事業者は、そのガイドラインに沿って設置する。

県としても、森林法上の手続の関係では適正な森林の保全上の配慮、巡視等をしているが、併せて他法令や所管の機関と連携しながら、事業計画ガイドラインに沿った設置がされるよう、取り組んでいる。

○委員：事業開始のときはガイドラインがあったと思うが、終了した後のことについてのガイドラインや、指導体制というものは、現在はないのか。

○事務局：事業終了の段階でどのような計画で撤去するのか、あるいはその撤去の仕方についても、事業者の事業計画によるもの。

例えば、森林法では林地を開発する場合は、一定面積以上の規模のものは、事業計画についての聞き取りを行い、その事業の開発に関する許可を森林審議会の保全部会で検討しているので、指導や意見ができる。該当しないような小規模なもの等は、事業計画ガイドラインの内容に沿って、事業の耐用年数、事業期間が終わった段階も含めて、関係機関から指導することが大事なことだと考える。情報があれば、指摘もしたいと思う。

○議長：ほかに意見はないか求める。

この計画の修正案につき、本筋はこれでよいか。他に見直すべき点があるという意見はあるか。(意見はなし)

資料2—5にあるように、大きな変更は来年度、しっかりと検討させていただく。今回の変更案に関して、適当であるという旨の答申をしたいと考えている。よろしいか。

(異議はなし)

次の議事に移りたいと思う。

### (3) 琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について

○事務局：<資料に基づき事務局より説明を行う>

○議長：事務局からの説明および資料に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：木材の県産材の利用について、具体的な事例や名前を差し障りなければ公表して、広く認知できると、よいと思う。

○事務局：その辺は相手と話をしながら、公表できるものについてはしていきたい。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：市販されている木材は製材所にあるものだという認識が、一般、川下のほうではある。山から切り出されたものが年月をかけて製材品になるというところで、山と街をつなぐ木材コーディネーターというアドバイザーの育成等も、これからは必要ではないか。

○事務局：そこは非常に重要なところだと考えている。先ほどお話ししたセミナーを毎年6回開催し、今後、その幅を広げていきたいと考えている。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：今の話題の続きになるが、一般の消費者が「滋賀県産材を使って家を建てたい」という動機があまりないと思う。外材に比べて費用がかさむと、補助金を使うから何とかできるという点で、決断される方が多いと思う。例えばハウスメーカー等で使っている合板がどこの国の、どんな年代のどこから切った木かを知らずに自分の家を建てていると思う。地場の木を使うことのメリットをもっと訴えてほしい。

○事務局：県産材を使う地域の材を使うことは、CO<sub>2</sub>ネットゼロに関して非常に有効なことだと思う。地産地消ということで考えれば、遠くのものよりも近くのはよいことだと思う。

県産材の大きなメリットというのは難しい部分があり、品質的にはいいのかは難しいところ。その地域で育った材なので、親しみがある等非常に調和が取りやすいと思う。そういう意味で、びわ湖材の証明制度を活用しながら、少しでもびわ湖材、県産材を使っていたく普及啓発もしており、さらに木育という形で木に親しんでいただく。地域の木、この木はどんな木だろうというところを含めて、広く使えるよう県産材の利用を進めていきたいと思う。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：ウッドショックもあり、一般の方もニュースを見て、外国から木材が入ってこない、だから日本の木をと、非常に皆さん、関心のあるところ。建築士が一番消費者に近い川下の者として、まず設計するのではなく、一体どういう木があるのか、どういう大きさの県産材が使えるのかを考える。木材の方と共にセミナーをするということは非常に意義があることだと思う。

○議長：この点検評価シートにつきましては、目標達成率が悪いものが幾つかある。事務局と私で調整して、取りまとめを私の責任でさせていただきたいと考えているが、よろしいか。（異議はなし）

ほかに意見はないか求める。

○議長： 次回の審議会について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：＜次回以降の審議会について説明＞

○議長：事務局においては、委員の意見を踏まえて、今後の作業継続を願う。

以上で本日の審議を終了する。

○琵琶湖環境部技監：（委員就任のお礼、審議会出席者へのお礼）

#### 4 閉会

○司会：以上をもって、第134回森林審議会を終了する。

[15時33分 閉会]